

## 継続

原議保存期間	10年(平成41年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各地方機関の長  
各都道府県警察の長 殿

警察庁丙規発第14号  
平成31年3月28日  
警察庁交通局長

### オムニバスタウン構想実施要綱の一部改正について

オムニバスタウン構想実施要綱については、「オムニバスタウン構想実施要綱について」（平成9年5月30日付け、警察庁丙規発第10号、丙都交発第10号。以下「旧通達」という。）をもって通達したところであるが、今般、国土交通省都市・地域整備局長が参画することとなったことも踏まえ、旧通達別紙「オムニバスタウン構想実施要綱」の一部を別添のとおり改正することとしたので、今後の事務処理上遺憾のないようにされたい。旧通達の別紙からの主な変更点は、下記のとおりである。

なお、本件については、国土交通省から、各関係部局、社団法人日本バス協会会長及び社団法人公営交通事業協会会長あてに通知されていることを申し添える。

### 記

旧通達別紙中、「国土交通省都市・地域整備局長」を加えたほか、所要の見直しをした。

#### 【継続措置状況】

初回発出日：平成19年5月30日  
（有効期間：平成31年3月31日）

## オムニバスタウン構想実施要綱

平成9年5月30日  
一部改正 平成19年5月14日  
警察庁 交通局長  
国土交通省 都市・地域整備局長  
道路局長  
自動車交通局長

### 第一 趣旨

オムニバスタウン構想とは、バスの利用促進を通して交通弱者への対応、交通渋滞の緩和、自動車事故の防止、交通に起因する環境負荷の低減を図る等公共交通機関たるバスの社会的意義を最大限に発揮したまちづくりに向けての市町村の取組みを促進することにより、自動車事故・渋滞・環境悪化等の地域の自動車交通が抱える諸問題の解決を通じて、安全かつ豊かで暮らし良い地域の実現を図ろうとするものである。

### 第二 オムニバスタウンの指定

1. 警察庁交通局長、国土交通省都市・地域整備局長、道路局長及び自動車交通局長は、次に掲げる要件に該当する市町村であってオムニバスタウンとして支援措置を講ずることが適当と認めるものを、当該市町村の申請に基づき、オムニバスタウンとして指定するものとする。
  - (1) 当該市町村の地域交通の現状を踏まえ、次の各号に掲げる事項を定めたオムニバスタウンの整備に関する計画（以下「オムニバスタウン計画」という。）が作成されていること。
    - イ バス走行環境の改善が図られること
    - ロ バス交通円滑化のための交通施設等が整備・改善されること
    - ハ バスの利便性等が向上されること
    - ニ バスの社会的意義の認識が高揚されること
  - (2) 当該市町村の地域交通の現状を踏まえ、オムニバスタウン計画の実施によりバスの利用が促進されることから、当該市町村の地域交通の改善に資する次の各号に掲げる所要の事項の実現が見込まれること。
    - イ バスの定時制の確保等走行環境の改善、交通弱者への配慮等バス利用者にとってバスの利便性が向上すること（人にやさしい交通）。
    - ロ 交通渋滞の緩和、自動車事故の減少等地域における自動車交通の抱える課題の解決に資すること（まちにやさしい交通）。
    - ハ 自動車排出ガスの低減等地域における環境負荷の低減が図られること（環境にやさしい交通）。
2. オムニバスタウン計画は、オムニバスタウンの指定を受けようとする市町村、当該市町村をその区域に含む都道府県、当該市町村の区域内の道路に係る道路管理者、

当該市町村を管轄する警察署、当該市町村をその区域に含む都道府県バス協会及び当該市町村の区域内に路線のある一般乗合旅客自動車運送事業者を構成員とする協議会において、策定するものとする。当該協議会は、必要があると認めるときは、地域住民の代表その他必要な者の意見を聴くことができる。

3. オムニバスタウンの指定を受けようとする市町村を所轄する都道府県警察本部、地方整備局及び地方運輸局は、前項の協議会に対し、オムニバスタウン計画の策定のために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めなければならない。
4. 警察庁交通局長、国土交通省都市・地域整備局長、道路局長及び自動車交通局長がオムニバスタウンの指定を行おうとするときは、あらかじめ、警察庁交通局交通規制課長、国土交通省都市・地域整備局街路課長、道路局企画課道路経済調査室長及び自動車交通局総務課企画室長により構成される協議会の議を経なければならない。

### 第三 指定の範囲

第二によるオムニバスタウンの指定は、行政区画上の市町村を単位として行うものとする。また、オムニバスタウン計画が複数の市町村にまたがって作成されている場合には、当該複数の市町村を一体として指定するものとする。

### 第四 指定申請手続等

1. 第二によるオムニバスタウンの指定を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を記載した申請書を、地方運輸局（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局。以下同じ。）を経由し、国土交通省自動車交通局長に提出するものとする。
  - （1）市町村名及び市町村長名
  - （2）当該市町村における地域交通の現状及び課題
  - （3）オムニバスタウン計画の理念及び基本的方向
  - （4）オムニバスタウン計画の内容
  - （5）オムニバスタウン計画の実施による地域交通の改善の効果
  - （6）他の計画・取組みとの連携
  - （7）オムニバスタウン計画の推進体制
  - （8）その他必要な事項
2. オムニバスタウンの指定を受けた市町村は、オムニバスタウン計画を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を、地方運輸局を経由し、国土交通省自動車交通局長に提出するものとする。
  - （1）市町村名及び市町村長名
  - （2）変更の内容（新旧の対照を明示すること。）
  - （3）変更を必要とする理由

## 第五 指定の通知

警察庁交通局長、国土交通省都市・地域整備局長、道路局長及び自動車交通局長は、第二によりオムニバスタウンを指定した場合には、その旨を当該市町村の長に通知するものとする。

## 第六 他の計画・取組みとの連携

市町村は、オムニバスタウン計画が策定されるに当たって、当該市町村に係る都市計画、交通安全に関する計画・取組み等他の計画・取組みとの連携を図るものとする。

## 第七 計画の推進体制の整備

市町村は、当該市町村を所轄する都道府県警察本部、地方整備局、地方運輸局、当該市町村をその区域に含む都道府県、当該市町村の区域内の道路に係る道路管理者、当該市町村を管轄する警察署、当該市町村をその区域に含む都道府県バス協会、当該市町村の区域内に路線のある一般乗合旅客自動車運送事業者等と連携し、オムニバスタウン計画の推進体制の整備を行わなければならない。

## 第八 支援措置

警察庁交通局長、国土交通省都市・地域整備局長、道路局長及び自動車交通局長は、第二によるオムニバスタウンの指定を受けた市町村に係るオムニバスタウン計画の実施に際しては、バス走行環境改善施策、バス交通円滑化施策、バス利便性向上施策等につき、積極的かつ重点的な支援措置を講ずることにより、当該市町村におけるオムニバスタウン整備の促進を図るものとする。